

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 5. 4

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

在外選挙投票は投票所に行って候補者の姓名などを 投票用紙に直接書く方法でします

- ◎ 在外選挙人および国外不在者申告人は、在外投票所内に設置された記票所で投票用紙に大統領選挙と地域区国会議員選挙においては候補者の姓名や記号または所属政党の名称を、比例代表国会議員選挙では政党の名称やその記号を直接書く方法で投票します。

在外選挙人および国外不在者申告人は必ず在外投票所に行って在外選挙管理委員会委員と投票参観人の前で区・市・郡選挙管理委員会から受けた“投票用紙、発送用封筒、回送用封筒”と旅券を提示して本人であることの確認を受けます。その後、記票所内で候補者の姓名(大統領選挙と地域区国会議員選挙に限る)や政党の名称または記号を投票用紙に書いた後に、これを回送用封筒に入れて封緘した後、投票参観人の前で投票箱に入れます。

在外投票所で投票する前に候補者の姓名や政党の名称または記号をあらかじめ書いてきた投票用紙は無効になるので、必ず在外投票所に行って投票しなければなりません。

選挙人が在外選挙投票用紙に記載する事項

- ▶ 大統領選挙および地域区国会議員選挙 ⇒ 候補者の姓名や政党の名称または記号
- ▶ 比例代表国会議員選挙 ⇒ 政党の名称または記号

※ 国内選挙では候補者の姓名・記号などが印刷された投票用紙に記票用具を利用して投票するが、在外選挙は候補者登録前に投票用紙を選挙人に発送するので、やむをえず投票用紙に姓名などを直接書く方法で投票する

選挙管理委員会は**政治的中立と**
公正な選挙管理を最優先しています